様式第15号　　　　　　　　　　　　　（表）

|  |
| --- |
| 年　　月　　日  　　横　浜　市　長  　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所  　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名  連絡先　電話番号：  担当部署：  **道　路　変　更　申　請　書**  道路変更手続要綱第11条により道路の変更を依頼します。  **１　事　業　名**  ・土地区画整理事業（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  　　　・市街地再開発事業（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  **２　新設道路**  ・横浜市　　　区　　　　　　　　　　番　　外　　　　筆  幅員(最小及び最大)　　　ｍ～　　　ｍ　合計延長　　　　ｍ　合計面積　　　　㎡  **３　廃止道路**  ・横浜市　　　区　　　　　　　　　　番　　外　　　　筆  幅員(最小及び最大)　　　ｍ～　　　ｍ　合計延長　　　　ｍ　合計面積　　　　㎡  **４　区域変更道路**  ・横浜市　　　区　　　　　　　　　　番　　外　　　　筆  幅員(最小及び最大) 変更前　　ｍ～　　　ｍ　合計延長　　　ｍ　合計面積　　　㎡  変更後 ｍ～　　　ｍ  ※ 各道路が複数路線の場合は、内訳書（様式第14号別紙）を添付してください。  **５　測量会社連絡先**  会社名：　　　　　　　　　　　　　　　（担当者：　　　　　　　　　）  　　　電　話： |

**６　提出資料**（裏）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 土地区画整理事業 | 市街地再開発事業 |
| ①道路変更申請書（様式第15号） | ２ 部 | ２ 部 |
| ②位置図 | ２ 部 | ２ 部 |
| ③事業施行前の公共用地図（公図写し）　※１ | ３ 部 | ３ 部 |
| ④事業施行後の公共用地図（公図写し）　※１ | ３ 部 | ３ 部 |
| ⑤公共用地図新旧対照図（公図写し）　※１ | ３ 部 | ３ 部 |
| ⑥土地全部事項証明書 | １ 部 | １ 部 |
| ⑦事業施行前の道路求積図　※１ | ３ 部 | ３ 部 |
| ⑧事業施行後の道路求積図　※１ | ３ 部 | ３ 部 |
| ⑨権利変換又は換地処分により消滅する道路敷地の土地調書（様式第16号） | ３ 部 | ３ 部 |
| ⑩権利変換又は換地処分により新設又は拡幅された道路敷地の土地調書（様式第17号） | ３ 部 | ３ 部 |
| ⑪事業施行前の道路面積計算書 | ３ 部 | ３ 部 |
| ⑫事業施行後の道路面積計算書 | ３ 部 | ３ 部 |
| ⑬道路変更申請書に記入した幅員、延長及び面積の算出根拠図面 ※２ | ２ 部 | ２ 部 |
| ⑭道路計画平面図 | ３ 部 | ３ 部 |
| ⑮土地利用計画図 | ３ 部 | ３ 部 |
| ⑯水道管及び下水道管等を公設管にしたことを証する書類等の写し | １ 部 | １ 部 |
| ⑰道水路等境界調査図又は道路台帳図の図面謄本 | １ 部 | １ 部 |
| ⑱道路台帳図（ＳＸＦデータ等）作成連絡表の原本及び道路台帳図（ＳＸＦデータ）の出力図　※３ | １ 部 | １ 部 |
| ⑲換地処分公告の写し | １ 部 | － |
| ⑳権利変換公告等の写し | － | １ 部 |
| ㉑宅地造成に関する工事の検査済証の写し　※４ | １ 部 | １ 部 |
| ㉒道路設計協議完了検査通知書の写し　※４ ※５ | １ 部 | １ 部 |
| ㉓編入同意又は事前調査回答書の写し　※６ | １ 部 | １ 部 |
| ㉔その他道路管理者が必要と認めた書類 | 必要部数 | 必要部数 |

土地区画整理事業等の施行区域内道路に関する事務取扱要綱第７条に基づいて道路変更申請書を提出する際は、上記の内、道路管理者が必要と認める書類を提出してください。

※１　次の区分により色分けをしてください。

　　　　・新設道路敷地→緑色枠　・廃止道路敷地→黄色塗りつぶし

　　　　・在来道路敷地→茶色塗りつぶし　・道路となる水路敷地→橙色塗りつぶし

　　　　法務局又は登記情報提供サービスで取得した公図を別途１部添付してください。（コピーでも可）

※２　路線ごとに路線名(新設道路には符号）、幅員、延長及び面積を記入してください。

なお、各数値の計測方法等については、事前に路政課担当者と協議してください。

※３　道路台帳図(ＳＸＦデータ)の出力図は、平面図及び区域線図をそれぞれ提出してください。

※４　工区分けをしている場合は、各工区の写しが必要です。

※５　道路設計協議完了検査合格後に提出してください。

※６ 事業により同意書の書類が変わることがあります。詳細について、路政課担当者と調整し提出してください。

（御注意）上記以外にも必要な提出資料がある場合がありますので、事前に道路局道路部路政課窓口で確認してください。